

福岡県公報

平成25年12月3日
第3553号

目次

告示(第1802号-第1819号)

○道路の区域の変更	(道路維持課)	1
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	1
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	2
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	2
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	3
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	3
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	3
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	4
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	4
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	5
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(農山漁村振興課)	5
○保安林予定森林の所在場所等	(農山漁村振興課)	5
○保安林予定森林の所在場所等	(農山漁村振興課)	6
○保安林の所在場所等	(農山漁村振興課)	6
○保安林の所在場所等	(農山漁村振興課)	6
○測量士試験及び測量士補試験の実施	(県土整備総務課)	7

雑報

告示

福岡県告示第1802号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年12月3日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
京 築 県道		犀 川 前 線	前	京都郡みやこ町犀川帆柱1391番1先から 京都郡みやこ町犀川帆柱1520番先まで	18.0 ~ 44.0	280.0
			後	京都郡みやこ町犀川帆柱1391番1先から 京都郡みやこ町犀川帆柱1520番先まで	18.0 ~ 70.0	280.0

福岡県告示第1803号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告する。

平成25年12月3日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称
行橋市南大橋四丁目861番1、861番2、861番4から861番12まで及び861番14から861番46まで
- 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
行橋市大字西谷202番地1
京都開発 有限会社

代表取締役 宮田 將英

福岡県告示第1804号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成25年12月3日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
宗像市徳重字沼513番1、532番1、532番2、533番3、533番4、533番6及び533番13
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

北九州市八幡西区則松一丁目7-15

株式会社 ホンダカーズ北九州

代表取締役 梶谷 利徳

福岡県告示第1805号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成25年12月3日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
田川郡糸田町川宮字道ノ上1945番1及び1945番17、字屋敷1947番1、1947番8、1947番9、1947番12及び2038番1並びに宇ウド1948番1、1948番2及び2037番1
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

田川郡川崎町大字田原335-14

株式会社 川食

代表取締役 菅原 潔

福岡県告示第1806号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成25年12月3日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
糟屋郡篠栗町大字和田字松浦910番47、910番566及び910番570から910番577まで
 - 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
福岡市中央区赤坂一丁目12番15号
株式会社 e s t アドバイザリーサービス
代表取締役 坂本 芳文
-

福岡県告示第1807号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成25年12月3日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
糸島市志登字キシラキ99番3
 - 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
筑紫野市塔原東四丁目1番16号
奈良崎 寛之
-

福岡県告示第1808号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成25年12月3日

福岡県知事 小川 洋

- 1 保安林子定森林の所在場所
田川郡添田町大字中元寺字陣屋813の5、813の18

2 指定の目的
水源の涵養^{かん}

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1809号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成25年12月3日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

田川郡添田町大字落合字鬼ヶ羽山854の1から854の3まで、882

2 指定の目的
水源の涵養^{かん}

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字鬼ヶ羽山854の1（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1810号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成25年12月3日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

田川郡添田町大字添田字岩石山1788の27・1788の155（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1811号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森

林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成25年12月3日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

嘉麻市宮吉字大切119の2、字谷口243の1、245、247、字江合山298

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び嘉麻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1812号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成25年12月3日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

飯塚市八木山字深町1368

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字深町1368（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び飯塚市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1813号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成25年12月3日

福岡県知事 小川 洋

1 保安林予定森林の所在場所

嘉麻市嘉穂才田字クボタ286の1、240の1（次の図に示す部分に限る。）、字エボシカタ501

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び嘉麻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1814号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成25年12月3日

福岡県知事 小川 洋

- 1 保安林予定森林の所在場所
朝倉郡東峰村大字福井字中山2647の1
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び東峰村役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1815号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成25年12月3日

福岡県知事 小川 洋

- 1 保安林予定森林の所在場所

朝倉市上秋月字一ノ瀬234の2、字立園1868、字小原2519の1、字山本2662の72

- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1816号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成25年12月3日

福岡県知事 小川 洋

- 1 保安林予定森林の所在場所
田川郡添田町大字津野字谷3921、字原ノ尾ノ上3935
- 2 指定の目的
水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字原ノ尾ノ上3935・字谷3921（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を、定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1817号

保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成25年12月3日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 保安林予定森林の所在場所
田川郡添田町大字津野字クラガリ5606、字屋敷ヶ谷5607
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字クラガリ5606・字屋敷ヶ谷5607（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を、定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1818号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成25年12月3日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 保安林の所在場所
糸島市王丸字大場山230の1、267、270、279
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字大場山267・279（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を、定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び糸島市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1819号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定をするので、森林法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成25年12月3日

福岡県知事 小川 洋

- 1 保安林の所在場所
糸島市飯原字次久1329の3、1331の1、1333の1、1340
 - 2 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字次久1329の3・1331の1・1333の1・1340（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を、定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び糸島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

雑 報

公告

測量法（昭和24年法律第188号）に基づく測量士試験及び測量士補試験の実施について、測量法施行令（昭和24年政令第322号）第21条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成25年12月3日

国土交通大臣 太田 昭宏

平成26年測量士・測量士補試験の実施

- (1) 試験日時
測量士試験 平成26年5月25日（日）

午前10時から午後4時まで
（午後0時30分から午後1時30分まで休憩）

測量士補試験 平成26年5月25日（日）
午後1時30分から午後4時30分まで

- (2) 試験地
北海道、宮城県、秋田県、東京都、新潟県、富山県、愛知県、大阪府、島根県、広島県、香川県、福岡県、鹿児島県、沖縄県
 - (3) 願書受付期間
平成26年1月7日（火）から2月7日（金）まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に定める行政機関の休日には、事務を行わない。）
ただし、郵送の場合は2月7日（金）までの日付の消印があるものに限り受け付ける。（後納郵便、別納郵便の場合は2月7日（金）までに必着とする。）
 - (4) 願書受付場所
〒305-0811 茨城県つくば市北郷1番
国土地理院総務部総務課
 - (5) 受験願書用紙等の交付
受験願書用紙及び受験案内は、平成26年1月7日（火）から、次の場所において交付する。
郵送により請求する場合は、封筒の表に「願書請求 ○部」と朱書きし、あて先明記の返信用封筒（角形2号以上）に必ず所要の切手を貼ったものを同封すること。
ただし、都道府県では郵送の取扱いはしない。
- 国土地理院
（〒305-0811 茨城県つくば市北郷1番）
 - 国土地理院北海道地方測量部
（〒060-0808 札幌市北区北8条西2丁目1番1号 札幌第1合同庁舎）
 - 国土地理院東北地方測量部
（〒983-0842 仙台市宮城野区五輪1丁目3番15号 仙台第3合同庁舎）
 - 国土地理院関東地方測量部

(〒102-0074 東京都千代田区九段南1丁目1番15号 九段第2合同庁舎)

○国土地理院北陸地方測量部

(〒930-0856 富山市牛島新町11番7号 富山合同庁舎)

○国土地理院中部地方測量部

(〒460-0001 名古屋市中区三の丸2丁目5番1号 名古屋合同庁舎第2号館)
)

○国土地理院近畿地方測量部

(〒540-0008 大阪市中央区大手前4丁目1番76号 大阪合同庁舎第4号館)

○国土地理院中国地方測量部

(〒730-0012 広島市中区上八丁堀6番30号 広島合同庁舎2号館)

○国土地理院四国地方測量部

(〒760-0068 高松市松島町1丁目17番33号 高松第2地方合同庁舎)

○国土地理院九州地方測量部

(〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号 福岡合同庁舎)

○国土地理院沖縄支所

(〒900-0022 那覇市樋川1丁目15番15号 那覇第1地方合同庁舎)

○各都道府県の土木関係部局の主務課

○公益社団法人日本測量協会及び各地方支部

(〒112-0002 東京都文京区小石川1丁目3番4号 測量会館)

(6) 合格発表及び通知

平成26年7月15日(火)国土地理院本院、各地方測量部及び支所において合格者の受験番号及び氏名を公告するほか、全受験者に試験の結果(合否)を通知する。

また、国土地理院のホームページに合格者の受験番号を掲載する。

(7) 試験に関する照会先

〒305-0811 茨城県つくば市北郷1番

国土交通省国土地理院 総務部総務課

TEL 029-864-8214, 8248